

熊本県ほほえみスクールライフ支援事業実施要項

第1 目的

熊本県ほほえみスクールライフ支援事業（以下「事業」という。）は、予算の範囲内で、日常的・継続的に医療的ケアが必要な児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）が安全で安心できる学習環境の整備と保護者の介護負担の軽減を図るため、熊本県教育委員会（以下「県教委」という。）が派遣元と委託契約を結び、対象児童生徒が通学する特別支援学校（以下「学校」という。）に、派遣元から看護師を配置して医療的ケアを行うとともに、医師等と連携を図り、安全で安心できる学校の体制整備を構築する。

また、「喀痰吸引等の実施に係る教員研修（第3号研修）」を受講し認定証の交付を受けた教員（以下「認定教員」という。）が看護師の指導の下、喀痰吸引及び経管栄養の一部（以下「喀痰吸引等」という。）を実施する。

第2 実施主体

実施主体は、県教委とする。

第3 実施校

事業の実施校は、県教委が実施の必要性を認めた学校とする。

第4 派遣元

派遣元は、対象児童生徒の医療的ケアを行うために、学校へ看護師を配置する契約を県教委と結んだ事業所をいう。

事業所は、県医師会から推薦を受けた医療機関、その他をいう。

第5 事業の内容

1 看護師による医療的ケアの実施

(1) 対象児童生徒

原則として自宅から通学する児童生徒で、保護者からの依頼を受けた当該校長が、主治医の意見を踏まえ、看護師による医療的ケアが適当と認めたものとする。

(2) 医療的ケアの内容

ア 派遣元が医療機関の場合

喀痰吸引、経管栄養など、派遣元が看護師による医療的ケアが適当と認めた内容で、保護者の同意があったものとする。

イ 派遣元が医療機関以外の場合

喀痰吸引、経管栄養など、主治医が看護師による医療的ケアが適当と認めた内容で、保護者の同意があったものとする。

(3) 業務内容

看護師は、派遣元の指示に基づき対象児童生徒に対し医療的ケアを実施する。

実施に当たっては、対象児童生徒の症状が安定し、健康上の不安がない状態に限って行うものとする。また、校外行事への参加は、学期初めに校長が定めた行事に限るものとし、修学旅行等宿泊を伴う行事への参加は業務の対象としない。

(4) 実施期間

授業日のうち、1日当たり6時間以内とする。

(5) 実施手続き

「看護師に係る医療的ケア実施」取扱要領（別添1）に基づくものとする。

(6) 報告

派遣元は、業務実施月の翌月10日までに、「医療的ケア等実施報告書」（様式：看5）により、校長に実施状況を報告し、校長はその写し（原本証明を行うこと）を県教委に送付するものとする。

2 喀痰吸引等の実施に係る教員研修（第3号研修）の実施

(1) 研修の種類

ア 基本研修

教員が喀痰吸引等を行うに当たり必要な基礎的知識及び技法を習得するもので、講義やシミュレーター演習を中心とした研修。

イ 実地研修

基本研修をもとに、医療的ケア実施予定教員が対象児童生徒のニーズに応じて喀痰吸引等を行うに当たり必要な知識及び技法を習得するもので、医療機関の医師又は看護師の指導の下で実施する実習を中心とした研修。

(2) 研修の実施と手続き

研修の実施と手続きは、「喀痰吸引等の実施に係る教員研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条に定める「第3号研修」、（以下「第3号研修」という））実施と手続きについて」（別添2）に基づいて行う。

また、実施の際は、医療機関、看護師等の指導の下、校長は個々の対象児童生徒の状態に応じ、危機管理への対応を含んだ個別マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）を作成するなどして留意事項を確認して実施するものとする。

3 教員による喀痰吸引等の実施

(1) 対象児童生徒、医療的ケアの内容及び実施教員

校長が、あらかじめ保護者の同意及び医療機関の指示を得たうえで、判断するものとする。

(2) 指示及び実施

校長は、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた教員（以下、「認定教員」という）に対し、上記（1）に基づいた内容について実施を指示する。

指示を受けた教員（以下「実施教員」という。）は、対象児童生徒の実施計画書及び個別マニュアルに基づき、看護師の指導の下、保護者、医療機関並びに他の教員等と連携して対象児童生徒の喀痰吸引等にあたるものとする。

(3) 実施手続き

「教員による喀痰吸引等の実施について」（別添3）に基づくものとする。

(4) 報告

ア 校長は、認定教員に喀痰吸引等を指示した場合は、医療機関及び主治医に対して、認定教員による医療的ケアを開始した旨を文書で連絡するものとする。

イ 校長は、実施教員名簿を各学期当初に、県教委に報告するものとする。

4 実施体制の整備

校長は、実施に当たり、医療機関、保護者、主治医等との連携、保健所・消防署等の地域の関係機関への連絡など、安全確保に向けた体制整備を図るとともに、校内においては、緊急対応マニュアルを個別に作成し、訓練を実施するなど緊急時に備えることとする。

また、医療的ケアに関してヒヤリハット事例が発生した場合は、別紙様式により速やかに医療機関に報告し、必要に応じて対応を協議すること。

さらに、保護者は、医療的ケアを安全に進めるために、定期的に対象児童生徒を医療機関に受診させ、適切な指示を受けるなど、医学管理に努めるとともに、必要に応じて学校、看護師等へ協力するものとする。

第6 校内委員会の設置

校長は、学校関係者、看護師、医療機関関係者、保護者等からなる校内委員会を設置し、学期に少なくとも1回開催し、本事業の円滑な実施に努めるものとする。

第7 熊本県特別支援学校医療的ケア運営協議会の設置

県教委は、「熊本県特別支援学校医療的ケア運営協議会」を設置し、学校における医療的ケアの実施体制の整備に係る諸問題について協議する。

第8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この実施要項は、平成25年4月1日から施行する。

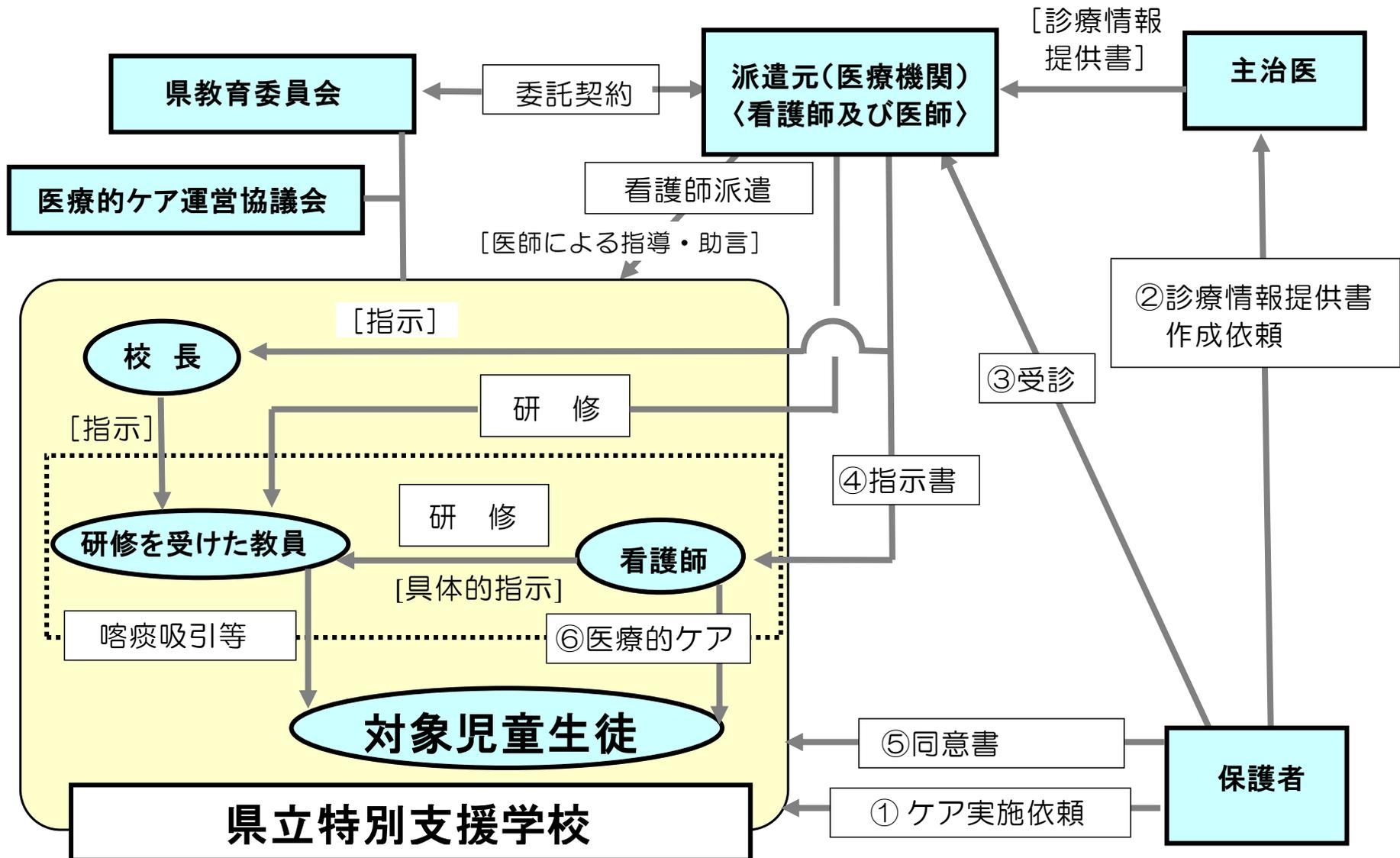
平成27年3月17日 一部改正

令和3年（2021年）3月11日 一部改正

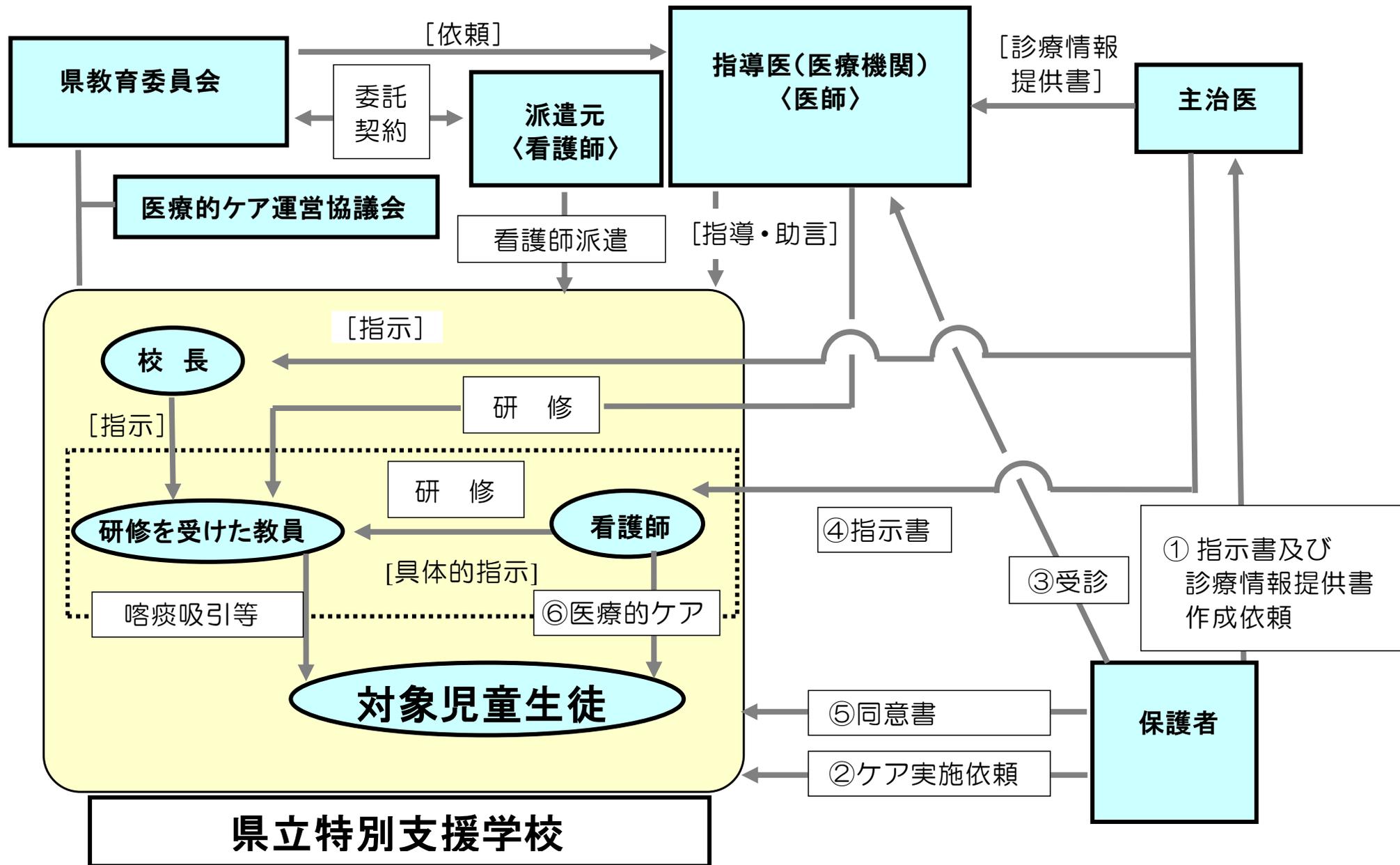
令和6年（2024年）1月26日 一部改正

ほほえみスクールライフ支援事業体系図

○派遣元が医療機関の場合



○派遣元が医療機関以外の場合



「看護師に係る医療的ケア実施」取扱要領

○派遣元が医療機関の場合

1 保護者は、児童生徒の医療的ケアを希望する場合、以下の（１）～（３）の手続きをとる。

- （１）校長に「医療的ケア実施依頼書」（様式：看 1）を提出する。
- （２）主治医に「診療情報提供書」（様式：看 2－1）の作成を依頼する。
- （３）主治医が作成した「診療情報提供書」（様式：看 2－1）を派遣元（医療機関）に持参し、児童生徒を受診させる。

※ ただし、前年度から引き続き医療的ケアを希望する場合は、以下のとおりとする。

- ① 医療的ケアの内容が前年度と同じ場合は、主治医の「診療情報提供書」（様式：看 2－1）は不要とする。
- ② 派遣元（医療機関）の受診については、医療的ケアの内容が前年度と同じであっても、1月から年度当初までに行うこと。
なお、医療的ケアの内容が前年度と異なる場合は、主治医に新たに「診療情報提供書」（様式：看 2－1）の作成を依頼し、受診時にそれを持参すること。

2 保護者から依頼を受けた校長は、「医療的ケア実施依頼書」（様式：看 1）をもとに学校における医療的ケアの対象児童生徒とすることが適当であるかどうかを判断のうえ、派遣元（医療機関）に医療的ケアの実施を依頼する（様式：看 3）。

3 校長から依頼を受けた派遣元（医療機関）は、予定児童生徒の受診結果及び主治医の「診療情報提供書」（様式：看 2－1）を参考に、看護師が実施する医療的ケアの内容を決定し、「医療的ケア実施計画書①」（様式：看 4－1）を校長を通して県教委に、「医療的ケア実施計画書②」（様式：看 4－2）を保護者に送付する。
なお、「医療的ケア実施計画書①」（様式：看 4－1）の提出を受けた校長は、その写しを保存しておくこと。

4 「医療的ケア実施計画書②」（様式：看 4－2）の送付を受けた保護者は、その内容に同意すれば、署名、捺印のうえ校長に提出する。
なお、校長は、原本証明のうえ、その写しを派遣元（医療機関）に送付する。

5 実施要項第 5 の 1（6）の「医療的ケア等実施報告書」は、様式：看 5 とする。

○派遣元が医療機関以外の場合

- 1 保護者は、児童生徒の医療的ケアを希望する場合、以下の手続きをとる。
 - (1) 主治医に「診療情報提供書」（様式：看 2-1）及び「医療的ケア指示書」（様式：看 2-2）の作成を依頼する。
 - (2) 校長に「医療的ケア実施依頼書」（様式：看 1）とともに、主治医が作成した「医療的ケア指示書」（様式：看 2-2）を提出する。
 - (3) 主治医が作成した「診療情報提供書」（様式：看 2-1）を指導医（医療機関）に持参し、児童生徒を受診させる。

- 2 保護者から依頼を受けた校長は、「医療的ケア実施依頼書」（様式：看 1）と「医療的ケア指示書」（様式：看 2-2）をもとに学校における医療的ケアの対象児童生徒とすることが適当であるかどうかを判断する。

- 3 校長は、医療的ケアの対象児童生徒とすることが適当であると判断した者について、「医療的ケア実施計画書 A」（様式：看 4-3）を作成し県教委に送付する。
また、校長は、「医療的ケア実施同意書」（様式：看 4-4）を保護者に送付する。

- 4 学校から「医療的ケア実施同意書」（様式：看 4-4）の送付を受けた保護者は、その内容に同意すれば、署名、捺印のうえ校長に提出する。
なお、校長は、原本証明のうえ、その写し及び主治医が作成した「医療的ケア指示書」（様式：看 2-2）の写しを派遣元に送付する。

- 5 実施要項第 5 の 1（6）の「医療的ケア等実施報告書」は、様式：看 5 とする。

喀痰吸引等の実施に係る教員研修（第3号研修）

実施と手続きについて

1 目的

医療的ケアが必要な児童生徒に対して、教員が喀痰吸引等の一部を看護師の指導の下、安全かつ適切に実施するため、内容や方法・具体的技法について研修を深め、実践的指導力の向上を図る。

2 基本研修

(1) 基本研修の科目等

①基本研修の内容（研修の有効期間は3年とする。）

種別	科目	時間数
基本研修	重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	2
	喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	6
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	
	喀痰吸引等に関する演習	1
合計		9

②受講対象者

- ・ 喀痰吸引等の実施を予定している教員
- ・ その他、受講を希望する教員

3 実地研修

(1) 実地研修の概要

①実地研修の対象となる行為

種別	行為	回数
実地研修	口腔内の喀痰吸引	医師等（医師、保健師、助産師又は看護師）の評価において、受講者が取得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施
	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
	経鼻経管栄養	

②研修の順序・時期

- ・ 研修は、県教委が実施する基本研修、各学校における基本研修及び実地研修の順に行う。ただし、学校によって、対象児童生徒の担当教員が既に基本研修を受講済み

の場合には、実地研修を当該年度に実施される基本研修より早く実施することができる。

③受講対象者

基本研修まで受講した者で、喀痰吸引等を実施しようとする教員

(2) 実地研修の計画

- ① 学校は、対象児童生徒の喀痰吸引等のうち、教員が実施できる内容及び範囲を、医療機関、看護師、保護者と確認し、教員が医療的ケアの一部を行うことについて協議したうえで「実地研修及び教員による喀痰吸引等の実施計画書・同意書」（様式：教1-1）及び「実地研修及び教員による喀痰吸引等の実施計画書・指示書」（様式：教1-2）（以下、「実施計画書（保・医）」という。）を、それぞれ2部作成し、保護者及び医療機関に、様式：教2-1、2-2により送付する。
- ② 保護者及び医療機関又は主治医は、実施計画書（保・医）の内容が適当と認められる場合、2部とも署名、押印のうえ、一部を学校に提出するとともに一部をそれぞれで保管する。

(3) 実地研修の受講

実地研修の受講対象となる教員は、医療機関及び看護師の指導のもと実地研修を受講する。実地研修の際は、必要に応じて保護者も同席する。

(4) 研修の報告

- ① 医療機関は、実施研修の受講対象となる教員の実地研修が修了したら、校長に報告する（様式：研修1）。
- ② 校長は、医療機関から実地研修の報告書を受領後、速やかに、その写し（原本証明を行うこと）に生年月日証明書（様式：研修2）を添えて県教委に報告する。

(5) 修了証明書の発行

- ・県教委は、「喀痰吸引等の実施に係る教員研修（第3号研修）」を受講し習得すべき知識及び技能を修得したと認められる者に対し、「修了証明書」（修了証明書様式1）を発行する。

4 認定特定行為業務従事者認定証の申請と認定証の保管

(1) 認定特定行為業務従事者認定証の申請

校長は、修了証明書の発行を受けたすべての教員について、以下の①～⑤の書類を作成し、申請毎に⑥の一覧表に取りまとめて県教委に提出する。（県教委は県知事に認定書の交付を申請する。）

- ①認定特定行為業務従事者認定証 交付申請書（別記様式4-2）
- ②社会福祉士法及び介護福祉士附則第11条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書（別記様式4-3）
- ③教員免許状の写し（主たる免許状）と社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条に定める認定特定行為業務従事者認定証交付申請者に係る住所の証明

(別記様式 4 - 4)

※③の代わりに、住民票のみの提出でもよい。

④修了証明書の写し

⑤認定特定行為業務従事者認定証交付(再交付)手数料免除申請書(別記様式 4 - 5)

⑥認定特定行為業務従事者認定証交付申請一覧票(一覧票様式 1)

(2) 認定証の交付と保管

県知事は、申請のあった者で、特定行為の実施に必要な知識及び技能を修得したと認められる者に対し「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第三号研修修了者)(認定証様式 1)」を交付する。

認定証は学校で保管する。

5 登録喀痰吸引等事業者変更登録届出書の提出

(1) 新しく認定証を受領した時

校長は、登録喀痰吸引等事業者変更登録届出書(別記様式 3 - 2)及び認定特定行為業務従事者名簿(別記様式 1 - 2)を、県教委を通じて県知事に届け出る。

(2) その他の変更

校長は、教員の住所・氏名の変更や特定行為の追加等があった場合は、平成 26 年 8 月 4 日付け教特第 193 号による「教員による喀痰吸引等の実施に係る手続きの事務処理要領」に基づき、登録喀痰吸引等事業者変更登録届出書に認定特定行為業務従事者名簿を添えて、県教委を通じて県知事に届け出る。

教員による喀痰吸引等の実施について

教員による喀痰吸引等の実施については、学校、医療機関、保護者が連携・協力して、以下の手続きにより適切かつ安全に行うこと。

なお、実施に当たっては、「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」（平成23年12月20日付け23文科初第1344号）によること。

1 校内体制

研修後の教員による医療的ケアの実施については、校内委員会において協議するとともに、実施教員、保護者、看護師等による打合せ会で情報交換を行い、安全・安心を第一に行うこと。

2 教員による喀痰吸引等の実施

- (1) 医療機関から研修修了の報告を受けた校長は、実施計画書に基づき、当該認定教員に実施を指示する。
- (2) 実施教員は、看護師の指導の下、保護者、医療機関並びに他の教員等と連携して対象児童生徒の喀痰吸引等にあたる。
- (3) 校長は、医療機関及び主治医に対して実施教員が開始した旨を文書で連絡する（様式：教3）。
- (4) 校長は、「喀痰吸引等実施報告書（様式：教4）」を作成し、翌月10日までに医療機関に対して特定行為の実施状況を報告するとともに、写しを県教委に提出する。
- (5) 校長は、実施教員名簿を各学期当初に、県教委に報告する。（様式：教5）

3 秘密の保持

地方公務員法第34条によるものとする。

4 その他

実施計画書の内容に変更がある場合は、その都度この手続きを行う。

【参考】

「ほほえみスクールライフ支援事業」における
教員が実施可能な医療的ケアの範囲・内容

特別支援教育課

内 容	部位等	具体項目	実施可否 (○or×)
喀痰吸引	口腔内	咽頭の手前まで	○
	鼻 腔		×
	気管カニューレ		×
経管栄養	胃ろう 腸ろう	①胃ろう・腸ろうの状態の確認	×
		②注入内容・量の判断	×
		③栄養チューブの接続	×
		④栄養・水分の注入開始	×
		⑤開始後の滴下の確認と調整	○
		⑥姿勢の介助・状態の見守り	○
		⑦滴下終了確認後のクレンメ閉鎖	○
		⑧チューブの付け替え	○
		⑨微温湯の注入	○
		⑩チューブにキャップをはめる。	○
		⑪経管栄養の終了を看護師とチェックする。	○
	経 鼻	①チューブの挿入状態の確認	×
		②注入内容・量の判断	×
		③栄養チューブの接続	×
		④栄養・水分の注入開始	×
		⑤開始後の滴下の確認と調整	○
		⑥姿勢の介助・状態の見守り	○
		⑦滴下終了確認後のクレンメ閉鎖	○
		⑧チューブの付け替え	○
		⑨微温湯の注入	○
		⑩チューブにキャップをはめる。	○
		⑪経管栄養の終了を看護師とチェックする。	○

《備考》

※看護師が同じフロアにいることを前提とし、看護師の指導の下、実施する。

※経管栄養は吊り下げ式のみとし、注射器タイプでの注入は不可とする。

※実施の可否については、最大限可能な範囲を示したものであり、個々の児童生徒に応じて
学校長が必要と認める場合のみ可能とする。